

麦・大豆保管施設整備事業の概要

I. 事業趣旨

国産麦・大豆については、近年、需要が堅調に推移しており、消費者の根強い国産需要はあるものの、天候による影響を受けやすく、供給量や価格が不安定なため、実需者が使用量の拡大に踏み切れていない状況にあります。

この供給量や価格の不安定さが国産麦・大豆のシェア拡大を阻害する要因となっていることから、豊凶変動に対応し、凶作時であっても安定して供給できる体制づくりに向けた取組を支援する必要があります。

このため、本事業において、国産麦・大豆を新たに一定数量保管し、需要に応じて供給することにより安定供給体制の強化に取り組む者に対して、必要な保管施設及びその附帯設備、保管施設の整備と一体的に行う処理加工施設の整備を支援します。

II. 事業実施の流れ

農林水産省が公募を行い、期限までに申請者から提出された申請書類の適正性を農林水産省において審査します。内容が適正とみなされた申請書類については、別表の採択基準に基づき採点を行い、最も獲得ポイントの高いものから順に採択するものとします。

III. 事業の概要

1 事業内容

国産麦・大豆の安定供給体制の構築に向けて、事業実施計画を策定の上、計画の達成に必要な国産麦・大豆を新たに保管するための保管施設等の整備を支援します。

2 補助事業者

(1) コンソーシアム

次に掲げる条件等を満たすこととする。

- ①都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、農業者、実需者等により構成されていること。 ※下線は必須。
- ②コンソーシアムの運営に係る規約が定められていること。
- ③保管施設等の利用料金を設定する場合は、原則として、施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定すること。

(2) 農業者の組織する団体

次に掲げる条件等を満たすこととする。

- ①受益農業従事者の常時従事者が5名以上であること。
- ②農業協同組合、農業協同組合連合会以外の場合は、前年度に複数の実需者に国産麦又は大豆を販売していること。

3 対象となる施設

- ・国産麦・大豆を新たに一定数量保管し、需要に応じて供給することにより安定供給体制の強化に取り組むための保管施設及びその附帯設備（改修を含む。）、保管施設の整備と一体的に整備される処理加工施設

※改修とは、既存施設に対して、国産麦・大豆の安定供給を実現するために必要となる内部設備を導入することなどを指します。

※処理加工施設とは、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、搾汁機、搾油機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、洗浄機等をいいます。

4 保管対象となる作物

国産の麦（小麦、大麦、はだか麦）・大豆

5 採択要件

- （１）農産局長が別に定める事業実施計画（安定供給計画を含む。）を策定していること。
- （２）受益地における国産麦・大豆の収穫量、集荷数量を増大させ、一定数量を保管することにより安定供給を図る取組であること。

6 補助率

1／2以内

7 補助金の上限額

1計画当たり3億円

（このうち、処理加工施設の整備にかかる補助金の上限額は5,000万円）

IV. 事業実施計画

1 記載内容

事業実施計画には、補助事業者の名称、概要、対象作物・事業実施年度・目標年度、事業の目的・効果、整備する施設が収集範囲とする地区、施設等の整備、事業費、計画の採択基準等を記載するとともに、不作等による国内供給量減少時の国産麦・大豆の安定供給等に係る計画（安定供給計画）を添付してください。

2 実施状況報告・成果目標

補助事業者は、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、農林水産省に報告してください。

また、事業実施年度を含む5年間、毎年度、当該年度における安定供給計画の達成状況を作成し、農林水産省に報告してください。

V. 採択

採択に当たっては、下記の採択基準の各評価項目のポイントの合計点により順位付けを行います。事業採択は予算額の範囲内で合計点の高い申請者から行います。なお、同ポイントの申請が複数あった場合は、事業費の低い申請者を優先的に採択するものとします。

【採択基準】

区分①から⑤までの合計ポイントが20ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。また、本事業の実施要綱、実施要領に掲げる基準を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・本事業により整備する保管施設における安定供給を目的とした目標年度の保管数量が補助事業者のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合が2％に満たない場合

区分	評価項目	採択基準	ポイント
① 国産麦・大豆の需要に応じた生産拡大	・当該施設に出荷する農業者の国産麦・大豆の基準となる収穫量から目標年度の収穫量の増加割合	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上 2%未満	10 8 6 4 2 1
② 安定供給体制の確立	・当該施設における安定供給を目的とした目標年度の保管数量が補助事業者のうち当該施設の整備を行う者の基準となる取扱数量に占める割合	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上 2%未満	10 8 6 4 2 不採択
③ 保管効率	・整備施設の目標年度の保管量当たりの事業費の額	10万円未満 10万円以上15万円未満 15万円以上20万円未満 20万円以上25万円未満 25万円以上	5 4 3 2 1

④ 公益性	・ 安定供給計画における、 不作等による国内供給量 減少時の実需者の数	50社以上 30社以上 20社以上 10社以上 10社未満	5 4 3 2 1
加算ポイント			
⑤以下の2点に該当する場合 ・ 当該施設に出荷する農業者が参加する「麦・大豆産地生産性向上 計画」が策定されている又は策定される蓋然性があること ・ 補助事業者による当該施設の整備に関する事項について当該計 画に定められていること			3

※ 基準となる取扱数量又は収量は、原則、直近7年間のうち最大、最小値を除いた5年平均とする。

VI. 問い合わせ先

農林水産省 農産局穀物課	-	03-6744-2108
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、 福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、神奈川、山梨、長野、静岡	048-740-0409
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4622
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山	075-414-9020
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、 徳島、香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島	096-300-6222
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653